

# 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

平成 29 年 6 月 1 日 こども家庭局長決定

## (趣旨)

第 1 条 保育士等の人材確保や離職防止を図るため、保育所等を運営する者による保育士等の宿舎借り上げを実施するための経費に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成 27 年 3 月 2 日神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 国及び地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所(同法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けた施設に限る。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業所及び同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、本市内に所在する施設をいう。
- (2) 保育士等 保育士及び保育教諭(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)附則第 5 条第 1 項に規定する認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状のみを有する特例保育教諭を除く。)をいう。

## (対象者)

第 3 条 補助事業の対象となる者は、本市内で保育所等を運営する者(以下「事業実施者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業実施者が借り上げている保育士等宿舎を有すること
- (2) 当該事業実施者が雇用した保育士等を前号の保育士等宿舎に居住させていること
- (3) 不正又は不誠実な行為が法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、本市の補助金交付相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者でないこと
- (4) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者がいないこと
- (5) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと

## (補助対象保育士の要件)

第 4 条 補助の対象となる保育士(以下「補助対象保育士」という。)は、事業実施者の運営する保育所等に勤務する保育士等であって、本市内に所在する宿舎に入居している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

ただし、過去に当事業の補助対象保育士と認められた者については、(6)の要件に該当する必要は

ない。

- (1) 雇用後7年目以内であること
  - (2) 常勤保育士等（週30時間以上勤務する者をいう。）であること
  - (3) 原則として、神戸市に住民登録しているものであること。
  - (4) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと
  - (5) 過去に異なる事業実施者において当事業の補助対象保育士となっていないこと
  - (6) 親元の住所から勤務先までの通勤時間が片道1時間以上で、通勤が困難と認められる者又は当該者と同様の事情にあると認められる者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、宿舎への入居が著しく不相当と認められる場合は、補助対象保育士としないものとする。

#### （補助対象施設の要件）

第5条 補助対象施設は、事業実施者が補助対象保育士の宿舎として借り上げ、補助対象保育士が現に居住している施設とする。ただし、事業実施者又は事業実施者の利害関係者が所有する施設を除く。

#### （対象経費）

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設の借り上げにかかる当該年度における費用のうち、賃借料、共益費、管理費、礼金、更新料（以下「賃借料等」という。）とする。なお、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定前に実施した事業に係る経費も対象に含めることができる。

#### （補助金の算定基準）

第7条 市長は、予算の範囲内において、別表1に定める基準額により算出した額を事業実施者に補助金として交付することができるものとする。ただし、令和4年度までに補助金規則第6条第1項及び第2項に規定する決定の対象となった補助対象保育士であり、令和5年度以降も引き続き補助金規則第6条第1項及び第2項に規定する決定の対象となる補助対象保育士である者は、別表2に定める基準額により算出した額を事業実施者に補助金として交付することができるものとする。

- 2 補助対象期間が存する年度における補助対象施設の入居期間に応じて算定するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 事業実施者が、補助対象保育士から賃借料等の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除する。
- 5 事業実施者が、補助対象施設の賃貸借契約時に支払った礼金及び更新料については、契約期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。

#### （交付申請）

第8条 事業実施者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を補助対象保育士の勤務する施設ごとに、市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

- (2) 補助対象保育士等一覧表（第1号様式別紙）
- (3) 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業実績報告書（第2号様式）
- (4) 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業収支決算書（第3号様式）

2 補助金規則第5条第2項又は第3項の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象保育士の住民票の写し
- (2) 補助対象保育士の保育士証の写し
- (3) 補助対象保育士の親元の住所から勤務先までの通勤経路報告書（第4号様式）
- (4) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
- (5) 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業にかかる確認書（第5号様式）
- (6) 補助対象保育士の雇用証明書（ただし、事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものに限る。）
- (7) 補助対象施設の物件借上げに係る経費支払書（領収書等）
- (8) その他市長が特に必要と認めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。

- (1) 補助金規則第6条第1項及び第2項に規定する決定を受けている者が引き続き同決定を受けようとする場合において 前項第3号に定める書類
- (2) 補助金規則第6条第1項及び第2項に規定する決定を受けている者が引き続き当該年度に同決定を受けようとする場合において書類に記載のある内容に変更がないとき 前項第1号に定める書類
- (3) 補助金規則第6条第1項及び第2項に規定する決定を受けている者が引き続き同決定を受けようとする場合において書類に記載のある内容に変更がないとき 前項第2号及び第4号に定める書類

（交付決定通知）

第9条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（第6号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（第7号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定通知を行った後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定取消通知書(第 8 号様式)により当該事業実施者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(関係書類の保存)

第 12 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の末日から、5 年間保存しなければならない。

(個人情報収集)

第 13 条 事業実施者が、神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金の交付申請を行うため、補助対象保育士の個人情報等を収集しようとするときは、神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業にかかる確認書(第 5 号様式)により、対象保育士の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 9 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 7 月 8 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(特例措置)

2 令和元年度が雇用後 6 年目または 7 年目の保育士等については、第 4 条中「7 年目以内」を「8 年目以内」と読み替えることとする。

3 雇用後 8 年目の保育士等の補助対象期間は、1 年間から令和元年度における補助対象期間を除いた期間を上限とすることとする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 7 日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 10 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 6 月 27 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象経費	算定基準（1,000 円未満切捨て）
賃借料等	本要綱第 4 条に規定する補助対象保育士 一人あたり月額上限 100,000 円

別表 2

補助対象経費	算定基準（1,000 円未満切捨て）
賃借料等	本要綱第 4 条に規定する補助対象保育士 一人あたり月額上限 82,000 円 ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に事業実施者に雇用された補助対象保育士であって、当該事業実施者に雇用されたことを機に神戸市に転入した者（指定養成校への入学時または在校中に神戸市に転入し、保育士資格を取得してから 1 年未満の間に当該事業実施者に雇用された者を含む）については一人あたり月額上限 100,000 円とする。

※居住した日数が 1 か月に満たない場合は、当該月の日数にて日割り計算し、日割り計算された額と、実際に支払った額の低い方を基準額とする。